様式１別紙（医療法第113条第１項に規定する業務があることを証する書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |

1. 医療法第113条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

※次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務について記載すること。

※長時間従事させる医師が複数おり、それらの医師が携わる医療が別々の場合は、複数選択すること。

第１号　救急医療

第２号　居宅等における医療

第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

２．【業務の内容が「第１号　救急医療」の場合記載】

年間救急車受入台数及び年間での夜間・休日・時間外入院件数

　　※前年１～１２月実績を基本とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年間救急車受入台数 | 　　　　　　　　　　　　　　件 |
| 年間での夜間・休日・時間外入院件数 | 　　　　　　　　　　　　　　件 |
| 備考 |  |

1. 地域に必要な医療提供体制確保のため、当該業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由

|  |
| --- |
| 例）当院は二次救急医療機関であるが、夜間には１日当たり○台の救急車を受け入れており、全時間帯での宿直許可の取得は難しい。○時から○時までに限定して宿直許可を取得したが、現体制では夜間宿直を○人の医師で対応しており、１処置につき○分の対応が必要であるため、医師１人当たり年間○時間の時間外労働が必要となっている。圏域内には他に二次救急病院がなく～であるため、～のために当院で救急医療を～することにより、必要な医療提供体制を確保する必要がある。　※具体的に記載してください。※業務の内容が「第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療」の場合は、当該業務が「公共性と不確実性が強く働くものであること」または「特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供するものであること」についても記載してください。 |

様式２別紙（医療法第118条第１項の指定に係る派遣の実施に関する書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 |  |

地域の医療提供体制を確保するために、当該医師の派遣が必要であることについて

|  |
| --- |
| 例）①市外で分娩を取り扱う病院に医師を派遣し、１人平均週○日の派遣（夜間宿直）で年間○例の分娩に対応している。（１人当たり平均年○時間、他院での時間外労働を行っている。）これは、～のために産科医療の提供体制を確保するために必要なものである。②医師確保が困難な病院に医師を派遣し、１人平均週○日の宿直及び月○日の当直により、救急対応を行っている。（１人当たり平均年○時間、他院での時間外労働を行っている。）これは、～のために救急医療の提供体制を確保するために必要なものである。③医師確保が困難なへき地の病院に医師を派遣し、１人平均月○日、日直の対応を行っている。（１人当たり平均年○時間、他院での時間外労働を行っている。）これは、～のためにへき地の○○医療の提供体制を確保するために必要なものである。※実施している医師派遣をいくつか（３例程度）の業務類型に分類し、記載してください。 |

様式３別紙（医療法第119条第１項の指定に係る業務があることを証する書類）

１．医療法第119条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第１号　医師法第16条の２第１項の臨床研修に係る業務

第２号　医師法第16条の11第１項の研修に係る業務

２．当該研修において長時間の時間外労働が必要な理由

|  |
| --- |
| 例）分娩症例を150例以上経験することが専門研修プログラムの修了要件となっているが、このうち時間外・休日に対応する分娩が○件ほどあり、１件当たり約○分対応するため、１か月の時間外・休日労働が80時間を超える状況。～により研修の効率化を図ったうえでも、研修計画（プログラム）に沿って一定期間集中的に数多くの～（の診療）を行い、様々な症例を経験することが～の技能や能力の習得に必要不可欠であるため、長時間の時間外労働が必要。 |

３．C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がない理由

|  |
| --- |
| 例）従前から同様のプログラム内容であるが、過去○年の当該プログラムの定員充足率は○％以上で、常に一定数の専攻医を確保できている。また、上記２の時間外・休日労働については、その必要性・意義を～により～へ周知している。そのため、～医療提供体制を維持するための専攻医の確保に影響はない。 |